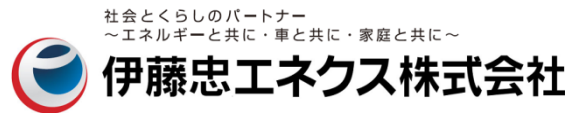


2023年5月吉日



燃料費等調整額の算定方法に関する電気需給約款変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、2022年8月以降、当社グループの発電・電力調達の実態に即した燃料費等調整制度を導入させていただき、安定的な電力供給を維持してまいりました。昨今の国際情勢・電力市場環境の変化等を考慮し、2023年7月より順次、北海道、東北、東京、中部、北陸、中国、四国エリアにおける高圧および特別高圧のご契約を対象に燃料費等調整額の算定方法を変更することとなりましたので、以下の通り、ご案内申し上げます。

尚、各電力会社エリアの新旧燃料等調整費単価（想定を含みます）については別紙1をご覧ください。

記

1. 変更の対象となる約款

当社が定める電気需給約款（特別高圧）、電気需給約款（高圧）（以下「本約款」といいます。）

2. 変更内容

(1) 燃料費等調整の変更

本約款別表1（燃料費等調整）で定める燃料費等調整額の算定方法を変更いたします。

本約款の変更後の燃料費等調整の詳細は別紙2をご確認ください。

(2) 変更後の本約款の内容

変更後の本約款および(1)以外の変更点については、当社ホームページ

<https://www.itcenex.com/ja/business/detail/power-retailing/index.html> をご確認ください。

3. 効力発生日

2023年7月1日より変更後の電気需給約款が適用となります。

4. 変更後の料金適用

毎月1日が検針日の需要地点：7月1日～7月31日のご利用分より適用いたします。

上記以外の需要地点：7月N日～8月N日のご利用分より適用いたします。

※上記ご利用期間中に契約を終了された場合も、変更後の燃料費等調整額が適用されます。

5. 変更の根拠

本約款別表1

お問合せ先
伊藤忠エネクス株式会社
電力・ユーティリティ部門 電力法人営業部
TEL：03-4233-8041

(円/kWh)

エリア	2023年7月 (想定)					
	旧単価		新単価		新単価 - 旧単価	
	高圧	特高	高圧	特高	高圧	特高
北海道	9.17	8.94	-6.14	-5.98	-15.31	-14.92
東北	10.57	10.27	-4.25	-4.11	-14.82	-14.38
東京	9.35	9.13	-0.79	-0.79	-10.14	-9.92
中部	9.11	8.96	4.55	4.48	-4.56	-4.48
北陸	9.86	9.67	-1.82	-1.79	-11.68	-11.46
中国	11.66	11.35	-2.86	-2.80	-14.52	-14.15
四国	10.35	10.04	-1.69	-1.65	-12.04	-11.69

エリア	2023年8月 (想定)					
	旧単価		新単価		新単価 - 旧単価	
	高圧	特高	高圧	特高	高圧	特高
北海道	9.22	8.98	-6.69	-6.51	-15.91	-15.49
東北	10.28	9.99	-4.95	-4.80	-15.23	-14.79
東京	8.89	8.68	-1.88	-1.84	-10.77	-10.52
中部	8.58	8.45	3.68	3.63	-4.90	-4.82
北陸	9.84	9.65	-1.93	-1.90	-11.77	-11.55
中国	11.50	11.19	-3.38	-3.30	-14.88	-14.49
四国	10.29	9.97	-1.78	-1.74	-12.07	-11.71

お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、その地域の燃料費等調整を以下のとおりとします。

当社は、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間における燃料費等調整単価は、請求書にて通知いたします。

また、当社は、当社が燃料費等調整の算定方法が不適當になったと認める場合又は電源構成や調達条件の変更に伴い、適宜、燃料費等調整について見直しを行うことがあります。

別表 1 に定める基準単価は消費税等相当額を含みます。

1 北海道電力ネットワーク株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.1946$	$\beta = 0.0827$	$\gamma = 1.0081$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

δ1 および δ2 の値は以下のとおりとします。

$\delta 1 = 0.676$

$\delta 2 = 0.324$

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 1.0000$

(4) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ &+ (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価} \\ &+ (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：89,500 円

基準市場価格：23 円 94 銭

離島基準価格：79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：18 銭 8 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：22 銭 9 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：1 厘

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

2 東北電力ネットワーク株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0247$	$\beta = 0.2573$	$\gamma = 0.8912$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\delta 1$ および $\delta 2$ の値は以下のとおりとします。

$\delta 1 = 0.5332$	$\delta 2 = 0.4668$
---------------------	---------------------

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 1.0000$

(4) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ &+ (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価} \\ &+ (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 85,400 円	基準市場価格 : 21 円 39 銭	離島基準価格 : 79,300 円
-------------------	--------------------	-------------------

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 21 銭 3 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 14 銭 6 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 1 厘

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料

価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

3 東京電力パワーグリッド株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0033$	$\beta = 0.4001$	$\gamma = 0.6241$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格の各単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

δ1およびδ2の値は以下のとおりとします。

δ1 = 0.6566	δ2 = 0.3434
-------------	-------------

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} = & (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ & + (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価} \end{aligned}$$

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 64,900 円	基準市場価格 : 17 円 44 銭
-------------------	--------------------

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき : 15 銭 0 厘

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき : 33 銭 7 厘

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年1月21日から 4月20日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	毎年2月21日から 5月20日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	毎年3月21日から 6月20日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	毎年4月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間

毎年5月1日から 7月末日までの期間	毎年5月21日から 8月20日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	毎年6月21日から 9月20日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年7月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年8月21日から 11月20日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	毎年9月21日から 12月20日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	毎年10月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	毎年11月21日から 翌年の2月20日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	毎年12月21日から 翌年の3月20日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

4 中部電力パワーグリッド株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α および β の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.4381$	$\beta = 0.5545$
-------------------	------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

また、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ &+ (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{卸市場率} \end{aligned}$$

基準燃料価格および基準市場価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 42,000 円	基準市場価格 : 19 銭 37 厘
-------------------	--------------------

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 19 銭 6 厘

卸市場率は、以下のとおりとします。

10.3 パーセント

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

5 北陸電力ネットワーク株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0380$	$\beta = 0.0702$	$\gamma = 1.2641$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間における北陸エリアプライスの平均価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

また、各平均燃料価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの時間における北陸エリアプライスの各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ &+ (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{基準市場単価} \end{aligned}$$

ロ 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 32 円 00 銭を上回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ &+ (\text{平均市場価格} - 32 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \text{基準市場単価} \end{aligned}$$

二 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 8 円 00 銭以上、32 円 00 銭以下の場合

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

基準燃料価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 79,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 17 銭 7 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 14 銭 9 厘

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間おに対応する燃料費等

調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間およびに対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月末日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から 4月末日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から 5月末日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から 6月末日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から 7月末日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から 8月末日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から 9月末日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から 10月末日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から 11月末日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から 12月末日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から 翌年の1月末日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

6 関西電力送配電株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位

で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0068$	$\beta = 0.1698$	$\gamma = 1.1140$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

基準燃料価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 19,300 円

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき : 21 銭 3 厘

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

7 中国電力ネットワーク株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0406$	$\beta = 0.0982$	$\gamma = 1.2015$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

E = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格および各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格の各単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$\delta 1$ および $\delta 2$ の値は以下のとおりとします。

$\delta 1 = 0.1316$	$\delta 2 = 0.8684$
---------------------	---------------------

(3) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 1.0000$

(4) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ &+ (\text{平均市場価格} - \text{基準市場価格}) \times \text{基準市場単価} \\ &+ (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

基準燃料価格、基準市場価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格：75,400 円	基準市場価格：20 円 81 銭	離島基準価格：79,300 円
-----------------	------------------	-----------------

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：20 銭 5 厘

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：16 銭 2 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき：1 厘

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間、各平均市場価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の請求対象月「6 月」の期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の請求対象月「7 月」の期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の請求対象月「8 月」の期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の請求対象月「9 月」の期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の請求対象月「10 月」の期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の請求対象月「11 月」の期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の請求対象月「12 月」の期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	翌年の請求対象月「1 月」の期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年の請求対象月「2 月」の期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年の請求対象月「3 月」の期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年の請求対象月「4 月」の期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年の請求対象月「5 月」の期間

8 四国電力送配電株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、

以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0845$	$\beta = 0.0699$	$\gamma = 1.1962$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000$$

基準燃料価格は、以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 80,300円

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき : 15銭4厘

(3) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

9 九州電力送配電株式会社

1. 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α 、 β および γ の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 0.0023$	$\beta = 0.0793$	$\gamma = 1.3216$
-------------------	------------------	-------------------

(2) 離島平均燃料価格（離島ユニバーサルサービス調整）

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

α の値は以下のとおりとします。

$\alpha = 1.0000$

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準燃料単価} \div 1,000 \\ &+ (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1,000 \end{aligned}$$

基準燃料価格および離島基準価格は以下のとおりとします。

基準燃料価格 : 18,500 円	離島基準価格 : 52,500 円
-------------------	-------------------

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき : 18 銭 6 厘

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1キロワット時につき : 3 厘

(4) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間および各離島平均燃料価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の請求対象月「6月」の期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の請求対象月「7月」の期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の請求対象月「8月」の期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の請求対象月「9月」の期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の請求対象月「10月」の期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の請求対象月「11月」の期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の請求対象月「12月」の期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	翌年の請求対象月「1月」の期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の請求対象月「2月」の期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の請求対象月「3月」の期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年の請求対象月「4月」の期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の請求対象月「5月」の期間

※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとします。

※上記の各一般電気事業者は、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。本約款において同様とします。